メチル水銀による健康影響にかかる疫学調査の在り方に関する検討会
開催要綱

令和６年 12 月 17 日
大臣官房環境保健部長

１．目的

メチル水銀による健康影響にかかる疫学調査の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 37 条の規定により政府が行うこととされているメチル水銀による健康影響にかかる疫学調査の在り方について、専門的見地から検討及び助言を行うことを目的に開催する。

２．検討内容

検討会は、メチル水銀による健康影響にかかる疫学調査の在り方について、検討及び助言を行う。

３．構成及び運営

（１）検討会委員（以下「委員」という。）は大臣官房環境保健部長が指名する者で構成する。
（２）座長は委員の中から大臣官房環境保健部長が指名し、検討会を運営する。
（３）座長が検討会に出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

４．庶務

検討会の庶務は、大臣官房環境保健部企画課特殊疾病対策室が行う。

５．その他

（１）会議について、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第５条に定める不開示情報を扱う場合には非公開とし、その他の場合は公開とする。公開とした会議については議事録を、非公開とした会議については議事要旨を公開するものとする。
（２）この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。